二七八　無線局免許手続規則第二条第五項の規定に基づき希望する周波数の一ごとに免許の申請をすることを要しない放送局を定める件の一部を改正する件　三〇160　八
二七九　無線局免許申請書等に添付する無線局事項書及び工事設計書の各欄に記載するためのコード表（無線局の目的コード及び通信事項コードを除く。）を定める件の一部を改正する件　三〇160　八
二八〇　市の境界確定の件　三〇160　八
二八一　市町の境界確定の件　三〇160　九

○総務省、経済産業省
一　特定機器に係る適合性評価手続の結果の外国との相互承認の実施に関する法律第十八条第二項の規定に基づき指定調査機関から名称の変更の届出があった件　一六　三

○中央選挙管理会
一五　平成二十二年七月十一日執行の参議院比例代表選出議員の選挙における選挙会の場所及び日時を定めた件　一　五
一六　平成二十二年七月十一日執行の参議院比例代表選出議員の選挙における参議院名簿届出政党等に係る得票数、当選人の数並びに当選人の住所及び氏名に関する件　二〇　二

○参議院比例代表選出議員選挙選挙長
二　参議院名簿届出政党等から届出のあった選挙立会人となるべき者が十人を超えるときにおけるくじを行う場所及び日時を定めた件　一　五
三　平成二十二年七月十一日執行の参議院比例代表選出議員の選挙において、参議院名簿における名簿登載者に係る記載を抹消する件　九　三

○政治資金適正化委員会
三一　政治資金規正法の規定に基づき、登録政治資金監査人名簿に登録した者を公告する件　八　一
三二　政治資金規正法の規定に基づき、登録政治資金監査人の登録を抹消した者を公告する件　八　二
三三　政治資金規正法の規定に基づき、登録政治資金監査人証票を亡失した旨の書面の提出があったので、その旨を公告する件　八　二
三四　政治資金規正法の規定に基づき、登録政治資金監査人名簿に登録した者を公告する件　一二　二
三五　〃　一六　四
三六　〃　二七　三

○公害等調整委員会
一　亀山市西部森林地域及び関宿周辺地域関係鉱区禁止地域指定　九　三

○法　務　省
一　除籍が滅失した件　一　五
二四二　除籍が滅失した件　一　五
二四三　公証人法第七条ノ二第一項の規定による指定の件　一　五
二四四　除籍の一部が滅失した件　二　三
二四五　原戸籍の一部が滅失した件　二　三
二四六　除籍が滅失した件　二　三
二四七　日本国に帰化を許可する件　二　三
二四八　戸籍の全部及び戸籍の一部が滅失した件　二　三
二四九　日本国に帰化を許可する件　五　一
二五〇　〃　六　一
二五一　出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄に規定する団体の要件を定める省令第一条第一号トの規定に基づき監理団体を定め、出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項の下欄第二十九号の規定に基づき技能実習を定める件　七　三
二五二　〃　一　三
二五三　日本国に帰化を許可する件　八　二
二五四　除籍が滅失した件　八　二
二五五　不動産登記規則第三十六条第一項第二号等の規定に基づき登記所を指定する件　九　五
二五六　原戸籍の一部が滅失した件　一二　二
二五七　日本国に帰化を許可する件　一二　二
二五八　出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄に規定する団体の要件を定める省令第一条第一号トの規定に基づき監理団体を定め、出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項の下欄第二十九号の規定に基づき技能実習を定める件　一二　二
二五九　〃　一二　二
二六〇―二六三　出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号イに掲げる活動の項の下欄第十一号ただし書の規定に基づき、同号本文を適用しない技能実習を定める件　一二　二
二六四　戸籍法第百十八条第一項の規定による指定に関する件　一四　一
二六五　日本国に帰化を許可する件　一五　二
二六六　除籍の一部が滅失した件　一六　四
二六七　配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第二十条の規定による指定の件の一部を改正する件　一六　四